

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、当審査会に平成○年○月○日付けの労働保険再審査請求書（以下「再審査請求書」という。）を提出し、当審査会は同年○月○日にこれを受け付けた（以下この請求を「本件再審査請求」という。）。
- 2 本件再審査請求に至る経緯は、再審査請求書における「原処分があったことを知った年月日」及び「決定書の謄本の送付を受けた年月日」に関して、記載がないことから、明らかでない。
- 3 ところで、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第38条第1項は、「保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に対して不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができる。」旨規定していることから、当審査会に対する再審査請求は、労災保険法による保険給付に関する決定についてのみすることができるものである。
- 4 本件についてこれをみると、再審査請求書には、「原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の所在地」及び「名称」に関して「A県B」及び「会社C」、「原処分をした労働基準監督署長名」に関して「D労働基準監督署長」、「決定をした労働者災害補償保険審査官の氏名」に関して「E」との記載が認められるが、本件再審査請求に至る経緯が明らかでないことから、当審査会において、労働者災害補償保険審査官に本件再審査請求に至る経緯等を問い合わせたところ、次のとおりであった。
 - (1) 請求人からの労災保険法に係る請求は、平成○年○月○日付けで労働基準監督署長がなした同法による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分に係る請求のみであり、労働基準監督署長は同処分以降、請求人に対する処分をしていない。
 - (2) 請求人からの審査請求は、平成○年○月○日付けで労働基準監督署長がなした処分に対するものがあるのみであり、他の処分に対して審査請求は行われていな

い。

- 5 以上の事実によると、平成〇年〇月〇日付けでなした労災保険法による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分については、当審査会が平成〇年〇月〇日付けで却下の裁決をしており、その後同一事案について、平成〇年〇月〇日付けの却下の裁決も行っているものである。
- 6 以上のとおり、本件再審査請求は、不適法なものであり、かつ、その性質上その欠陥を補正することはできないものであるので、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。